

本庁各室課等の長  
広域振興局等の部等の長  
広域振興局等の部等に置く室等の長  
広域振興局等以外の出先機関の長  
医療局長及び企業局長  
議会、監査委員及び各委員会の  
事務部局の長

様

総務部総務室入札課長

「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾について」の  
一部改正について

標記について、下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 改正内容  
附則中「平成26年3月末日までの間」を「別に定める期間」に改める。
- 2 適用  
平成26年4月1日から適用する。
- 3 別に定める期間について  
国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」  
(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)の効力が存する期間とする。